

令和6年度 第1回高知県いじめ問題対策連絡協議会  
《議事録（概要）》

- 1 日 時 令和6年7月25日（木）14時00分～15時30分
- 2 場 所 高知共済会館 COMMUNITY SQUARE 3階 桜
- 3 出席者
- |             |                           |
|-------------|---------------------------|
| 濱 田 省 司（会長） | 高知県知事                     |
| 北 岡 秀 樹     | 高知県小中学校長会 会長              |
| 長 岡 辰 治     | 高知県高等学校長協会 会長             |
| 橋 本 和 紀     | 高知県私立中高等学校連合会 会長          |
| 林 真 希       | 高知大学教育学部附属小学校 副校長         |
| 池 永 彰 美     | 高知県民生委員児童委員協議会連合会 会長      |
| 阿 形 恒 秀     | 千里金蘭大学 教授                 |
| 川 竹 佳 子     | 高知弁護士会                    |
| 吉 川 清 志     | 高知県医師会 常任理事               |
| 池 雅 之       | 高知県臨床心理士会 会長              |
| 竹 内 信 人     | 高知県市町村教育委員会連合会 会長         |
| 藤 原 祐 三     | 高知市教育委員会人権・こども支援課 生徒指導対策監 |
| 藤 原 哲 朗     | 高知地方法務局人権擁護課長             |
| 西 野 美 香     | 高知県子ども・福祉政策部 副部長          |
| 池 上 香       | 高知県文化生活部長                 |
| 長 岡 幹 泰     | 高知県教育長                    |
| 肥 本 裕 二     | 高知県警察本部生活安全部長             |
| 藤 田 靖       | 高知県中央児童相談所長               |

#### 4 概要

##### 会長挨拶

会議に先立ち、高知市立長浜小学校において、水泳授業中に亡くなられたお子さんご本人に対し、深く哀悼の意を表し、ご遺族に心からお悔やみ申し上げる。原因や再発防止策等について作業を進め、学校が子どもたちにとって、安全安心な場所であることが確保されるよう、今まで以上の努力が必要である。

本協議会においては、昨年度から「高知県いじめ防止基本方針」（以下「県基本方針」という。）の改定について協議を進めている。いじめが重大事態に至る前の予防的な措置の強化、昨今のデジタル化の状況なども踏まえたネットいじめの対策の強化、子どもたちの意見も踏まえたいじめ防止対策の強化の3点が改定のポイントとなっている。今回は、そうした流れの中で、改定のポイントに関連する取組として、久礼中学校の生徒による実践発表、高知県警察、高知弁護士会から取組の実践報告をいただき、県基本方針の改定の議論を進めていく。本日の実践発表及び報告を踏まえ、県基本方針の改定について、新たに必要と考えられる点などについて、活発な問題提起、議論をいただきたい。

「高知県いじめ防止基本方針」の改定の重点ポイントに関連する実践について

##### 事務局 《資料1-1、1-2に基づき説明》

資料1-1では、改定に向けた3つの重点ポイントと、そのポイントに沿って県基本方針に盛り込むべき事項4点を示している。ポイント1は、「いじめの重大事態化を防ぐための取組の充実を図ること」と

して、学校のいじめ防止対策組織や校内支援会などにおける、専門人材、地域、関係機関等との情報共有、協働などの手だてを明文化する。ポイント2は、『ネットいじめ』に関する対策も含めた未然防止の取組の充実を図ること』として、教科等における横断的な情報モラル教育の充実や、法的側面からいじめを考える教育の推進、学校におけるICTを活用した組織的対応の強化を盛り込んでいく。ポイント3は、「生徒指導提要」の改訂や「子ども基本法」の施行に伴い、児童生徒が意見を述べることや他者との対話や議論を通じて考える機会の必要性が明確に示されたことから、子どもたちの声を県基本方針に反映させることとした。このことを踏まえ、県基本方針が、学校の取組や児童生徒の活動に根差した、より実効性のあるものになるよう、生徒からも意見を募集し、改定案に取り入れていく予定である。また、市町村及び学校いじめ防止基本方針の見直しに児童生徒が参画することで、子どもたちも主体的にいじめ問題に取り組もうとする態度を育むことについても明記している。

資料1-2では、改定の重点ポイントに関連する実践を紹介している。ポイント1に関わる取組として、令和2年度から、県教育委員会が高知弁護士会と協定を結び、公立学校を対象として行っているスクールロイヤー活用事業について高知弁護士会から、ポイント2については、ネットいじめやSNSトラブルについて自分事として考え主体的に行動できるよう、規範意識を醸成する取組について高知県警察から、ポイント3については、令和4年度及び5年度に全国いじめ問題子供サミットに高知県の代表として参加した中土佐町立久礼中学校の生徒会から、日頃の取組を発表していただく。

### 中土佐町立久礼中学校生徒会

久礼中学校では、「つくろう！いい雰囲気の集団～一人一人が主人公～」をスローガンに活動している。最初に、全国いじめ問題子供サミットのポスターセッションについて紹介する（動画による紹介）。全国から参加した小中学生との協議では、久礼中学校で行っている「挨拶の木」と「全校レク」を紹介し、たくさんの感想をいただきうれしかった。

私たちも、全国の学校の取組を学び、縦割り班による新入生歓迎レクを行った。新入生が先生や先輩と交流を持ち、学校に慣れてもらうこと、いじめをしない集団にしていくことを目標に「新時代の幕開け、久礼ランドへようこそ」と題し、4つのアトラクションを作り、交流を深めた（動画による紹介）。生徒会での縦割り班での取組は授業にも広がり、全校生徒を3つに分けた全校道徳が実施され、普段関わりのない先輩や後輩、先生方と授業を受けることで、新しい環境をつくることができている。

私たちが目指すのは、一人一人が主人公、いい雰囲気のコレクション、いじめを起こさないクラス、相談し合える集団である。一人一人が主人公とは、一人一人が行事に積極的に参加できる、仲間がいる、自分の意見が言える、自分の居場所があることだと考えている。これからの生徒会活動でも、学校が楽しいと思ってもらえるような活動をして、生徒同士、生徒と先生の間を深め、いじめをしない集団にしていきたい。

### 中土佐町立久礼中学校指導者

久礼中学校は現在、学校長が掲げる「生徒が主人公、生徒が主役の学校づくり」を目指して、教職員が生徒を信じ、支え、任せるということを意識し、先ほどの発表にあったように、「つくろう！いい雰囲気のコレクション～一人一人が主人公～」を実現するため、生徒、教職員が一体となって取組を進めている。また、中土佐町では、年2回、児童会生徒会サミットが行われ、町内の小中学生が集まり、いじめ問題の未然防止を中心とした話し合いが活発に行われている。

### 委員

発表を聞いて、みなさんが成長していくことが、いろいろなことの解決につながり、学校全体のいい雰囲気を作っていると感じた。生徒たち自身が行動することで、学校全体や地域が良くなっていることが

伝わってきて、心強く感じた。ぜひがんばって続けてもらいたい。

## 会長

一人一人を大事にしていくということは、いじめを防止することの一番の基本だが、久礼中学校では、それを挨拶運動という具体的な形で行っている。中学生の頃から、一人一人を大切にすること、生活の中で実践していることが、先々、高知県や日本全体が明るい社会になっていくことをリードしていると感じた。こういった素晴らしい取組が、中土佐町以外の地域にも広がっていけば、高知県においていじめのない明るい学校が実現すると思われる。今後もがんばっていただきたい。

## 高知県警察

県警察では少年の健全育成や非行防止に関して、万引き防止や薬物乱用防止のほか、いじめ防止やインターネットの安全利用等をテーマに、小学校から高等学校の児童生徒を対象とした非行防止教室を開催している。また、保護者を対象とした啓発活動として、児童たちがインターネット上でいじめに遭った場合に、保護者としてどのように対応すべきかといった講話や、スマートフォンをはじめとするインターネット機器の利用に関する家庭でのルール作りやスマートフォンの購入時の年齢に応じたフィルタリング等についての働きかけを行っている。この他、昨年は、SNSによるいじめやトラブルをテーマにした「中学生ディスカッション with ボランティア」を開催し、中学生、少年警察ボランティア、少年鑑別所職員等が意見を述べ合い、規範意識の醸成を図る取組を行った。

今年は広報啓発活動として、高知市内の大型商業施設を会場として、現にSNSを利用している小学生や、これから中学校への進学を機会にスマートフォンを持つことになる小学生に、SNSをはじめとするインターネットの正しい利用方法について、保護者と一緒に学んでもらうイベントを開催予定である。

児童生徒が、インターネットなど目まぐるしく変化する環境に適切に対応し、犯罪の被害者や加害者にならないよう、今後も規範意識の醸成を図る取組や広報啓発活動にも力を入れていく。

## 高知弁護士会

スクールロイヤー活用事業は、高知県内の公立学校を対象に、弁護士が教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から学校への助言等を行うことで、子どもの最善の利益を実現することを目的としている。当初は、①法的相談への対応、②いじめ防止対策推進法等に基づく適切な対応の徹底、③児童生徒に対する法的側面からのいじめ予防教育の実施を行っていたが、令和4年度から、インターネットトラブル等をテーマとした、法的側面からの教職員研修や児童生徒に対する授業等も行うようになっている。

スクールロイヤーは、児童生徒の最善の利益を実現するための事業であるため、中立の立場で、公立学校が行うべき適切な対応等について助言をしている。法的相談については、早期の段階から、学校の相談を受けることで、法律的課題が深刻化するのを防ぐ活動が想定される。法令に基づくいじめ対応の徹底については、いじめの定義や各学校に設置される組織における対応、いじめに関する事例の検討等、各学校のニーズも聞き取った上で、教職員研修を行っている。児童生徒に対するいじめ予防教育については、法的視点を踏まえた授業を行っている。「いじめって何だろう、いじめられた子どもの気持ちってどうだろう」というようなところから、人格を傷つけることや人権侵害とはどういうことか、児童生徒の目線に立ちながら、話をするようにしている。

弁護士が関わるメリットとしては、弁護士自体がいじめの重大事態について直接知っていたり、報告書等を通して知っていたりするため、いじめの問題をリアルに語るができること、いじめという題材を通じて、人権教育を行うことができることであると考えている。

## 委員

実践発表を聞き、いじめ防止については、学校だけで完結するのではなく、関係機関や関係者との連携を深めて、対応していかなければならないと考えた。市教委の役割としては、いじめの防止について、家庭とどのように連携を取っていくのか、家庭教育の中にいじめ防止をどのように位置付けていくのかということ、いじめの定義も含めた家庭へのアプローチが非常に重要になってくることを、改めて認識した。

## 委員

3つの発表を聞き、やはり、情報の共有、情報をできるだけ早く見つけ、未然にいじめを防いでいくことが非常に大事であると改めて感じた。さまざまな機関の方から協力をもらうことになるが、研修として、子どもたちや教員の啓発を進める部分と、いじめの事案が起こったときに、チームを組んで、協力をしてもらうことの大切さを改めて感じた。本校でも、6月にスクールロイヤー活用事業を実施したが、こういった授業によって、子どもたちの理解が積み重なっていくことが非常に重要であると感じた。

## 委員

学校の教員や小児科医は、目の前に困った子どもがいると、その子どもに一生懸命関わるが、目の前の子どもや保護者を良くしようとして接するが故に、先ほど実践発表にあったような警察の方や弁護士の方の持っている視点が足りないところがある。そういうところは、多くを教えていただかなければならないと思った。調査の場面でも、医師では抜けがちになるところを、弁護士のような違う立場から教えていただくことは非常に大切なことだと思った。また、私たちが医者としてまた学校医等として、できるだけ協力したい。学校は、外部が入ってくることに對し、少し壁があるように感じる。目の前の子どもが少しでも良くなればと思っているので、大切なことは受け入れてもらいたい。また、みんなで協力してやっていきたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

## 委員

最近では、学校外の機関の方が学校に入ることも増えてきている。例えば本校では、福祉の分野を含め、丁寧に対応してくれている。日頃から校内の研修会や生徒に関する研修会に来てもらい、普段のつながりを大事にしている。それによって、いざというときに声もかけやすいし、入ってきていただきやすい部分が大きいと感じている。

「高知県いじめ防止基本方針」の改定案について（資料2、3、4、5）

### 事務局 《資料2、3、4、5に基づき説明》

資料2は、昨年度の協議会でいただいた意見や協議内容を、県基本方針の改定案へどのように反映させたかを示している。ここでは、資料の右から3列目の取組内容に、(新)と示している新たな取組を中心に説明する。初めに、県基本方針に係る取組内容として、「いじめ防止に向け、子どもたちや県民にとって分かりやすいメッセージの作成と周知」を挙げており、このことは、次回の協議会で協議いただく予定である。上から2段目の組織的対応の取組内容として、「学校における生徒指導体制と生徒支援体制の連携強化」を挙げています。続いて、一番下の学校における取組では、「子どもたちが、悩みやストレスに対処する力や自らSOSを発信できる力の育成」として、「SOSの出し方教育」の実施を挙げ、今年度は、県立中高等学校6校を指定し、精神保健福祉センターと連携して実践研究を行っている。この取組を推進し、いじめを受けた子どもたちのうち、誰にも相談していない子どもの割合を減らしていくことを目指している。

学校における取組内容の一番下で、学校いじめ防止基本方針の見直しへの児童生徒の参画を挙げてい

る。各校において、児童生徒会活動などを通して、学校いじめ防止基本方針に子どもたちの声を反映させることで、子どもたちがいじめ問題について自分事として考え、人間関係づくりや仲間づくりなどを通していじめの未然防止に生かすことを図っていく。

資料3は、昨年度、本協議会でいただいた意見を反映させた改定案である。赤字で記載している部分は、協議会でいただいた意見や関係各部署で取組等が、アップデートされた箇所である。そして、資料4は新旧対照表である。左から、現行の基本方針、改定案の本文、改定の根拠を示している。

資料5は、県基本方針の改定に係る今後のスケジュールである。本日いただいた意見を、県の基本方針の改定案に再度反映し、パブリックコメントの募集を開始する。さらに、高校生からの意見を募集し、生徒代表会議を開いて意見を取りまとめる。高校生からの意見、教育委員の方々からの意見、パブリックコメントによる県民の方々の意見を集約し、それらを踏まえた修正案を、次回の協議会で提示する。

## 委員

今回のいじめ防止基本方針の改定案には、学校現場の教育活動で大切にしていることが、しっかりと盛り込まれていると感じた。昨年5月から学校もコロナ禍前に戻りつつあるが、そこで改めて感じるのが、いじめの未然防止の取組として、特別活動など、集団活動の果たす役割の大きさである。今回の改定に向けたポイントでは、いじめ問題を自分のこととして考え、議論する実践的な取組があるが、久礼中の生徒会活動のように、生徒主体の自主的実践的な集団活動によって、いじめの問題について、何をすべきか等、自分のこととして考え、問題解決に向けて実行することが、いじめ防止の取組として大事なことであり、改定案に盛り込むべき内容である。また、改定案には、「児童生徒が互いに支え合える共感的な人間関係」という記載があるが、加えて、多様性を認め合う、互いに高め合う、といった視点や言葉についても、県基本方針に盛り込むことが大切ではないかと考える。

## 委員

学校現場としては、子どもにとって分かりやすいメッセージ、肯定的なメッセージをしっかりと入れていくという視点は大切なことだと考える。「いじめは絶対許しません」という言葉だけではなく、豊かな関係性を作ろうというような、分かりやすく肯定的なメッセージを伝えることで、いじめを生み出しにくい環境をつくっていくという視点は、非常に重要であると考えている。そして、協議内容の中に記載されている、好事例を共有するという、良いこと、うまくいっていることをしっかりと共有していくということも、現場では非常に大切なことであると考えている。良いことを増やしていくという動きは、教員も生徒も元気になる要素であると感じている。

## 委員

私たちの活動も、コロナ前に返っており、地域の活動が始まっている。地域学校協働本部には民生委員が多く関わっており、学校と地域の情報共有も行われている。その中で、授業参観や教員との懇談会、家庭科の授業でのミシンの指導や、校外学習の付き添いといった学校との関わりが多くなっており、子どもたちが私たちのことを覚えてくれ、私たちも地域の子どもたちを知ることができている。そういった触れ合いが、地域での見守り活動において、子どもたちの変化に一層気づいていくことにつながると感じている。改定後は、学校にも速やかに下ろし、地域住民にも周知させてもらいたい。また、行政には、今回の改定について地域学校協働本部や民生委員の研修会でも話をしてもらいたい。

## 委員

今回の改定は、前向きな内容が多く盛り込まれているので、分かりやすさや運用面において、どうい

視点を持てばいいかというところをお話したい。最近では、コロナの影響もあり見られなくなっているが、子どもの遊びに「おしくらまんじゅう」というものがある。子どもたちは、そういった遊びの中で、実際どの程度押したらどうなのかとか、ルールと遊びのバランスをどういうふうにもうまく取っていくか、といったことを身に付けていく。そして、「おしくらまんじゅう」は、「おしくらまんじゅう押されて泣くな」という言葉だが、「押されて泣いてもいいよ」といったことが出てきたり、そういうことも含めて考えていくような視点が必要だと考えている。久礼中学校の発表で、「子どもたちが相談し合える場」という言葉が出てきたが、子ども同士で、「おしくらまんじゅう押されてしんどかったよ、嫌やったよ」といったことを言えるような関係ができる中で、いじめが少しずつ減っていくのではないかと考えている。そういったことを、我々スクールカウンセラーまたは臨床心理士の立場で、分かりやすく翻訳しながら、心だけではなく身体のことも含めて、一緒に頑張っていきたいと考えている。

## 委員

今回の改定のポイントの1つである「子どもの声を反映する」ことの意義について話をしたい。教育課題を考えるときは、非常にシンプルに、「子どものことは子どもに聞く」ことを大事にしたいと考えている。子どもの内部で何かが醸成され、それが外に出てきた輝きは持続するが、指示されたことを行うことによる、表面的に施された輝きは、必ず剥げるものである。また、いじめ問題では、大人の側の論理として、早期発見・組織的対応等が取り上げられるが、これらのことは、子ども自身にとっては、関係ないことである。子どもにとっては、いじめ人間論と言えるような、「どうして人は人をいじめるんだろう」「どうしていじめを止めるのは難しいんだろう」といった深い話が大切なところである。以上のことから、子どもの声を反映させることは大事であると考えている。久礼中学校の指導者の話にあった「信じて任せる」ということ、教師の思惑どおりに行っていないでも、「そのところ、もうちょっと聞かせて」と耳を傾けることで、建前も何もない子どもの議論が生まれてくる。「私は、いじめられた子の味方になるということは、いじめる子の敵になることではないと思います。」これは、小学校4年生の子どもの言葉である。信じて任せると、私たち自身が見落としするような軸からの意見が出るので、いいなと思う。そういった観点を大事にしていただければと思う。

### 令和5年度の高知県いじめ防止基本方針に基づく主要な取組について（資料6）

#### 事務局 《資料6に基づき説明》

資料6は、県基本方針に基づく主要な取組について、関係各課が令和5年度の取組状況、成果と課題、今後の取組等についてまとめたものである。本日は時間の都合上、この協議会に先立つ幹事会で、今回の重点ポイントに関連する取組を関係する3課から紹介いただいたことをお伝えして、報告とさせていただきます。

#### 会長挨拶

今回は、久礼中学校の実践発表、県警察及び弁護士会からの報告を聞き、県基本方針の改定について、より具体的なイメージを持ちながら審議していただいた。また、委員の皆様それぞれの立場からいただいた意見や今後のパブリックコメント等を踏まえて、年末には、県基本方針の改定の最終的な姿を示したい。この県基本方針が、教育委員会の事務局や学校の教員を主たる読者として想定しているという性格上、致し方ない部分はあるが、子どもたちの意見を聞くといった視点から、子どもたちにもできるだけ分かりやすいということを心がけていただきたい。今回の改定で、狙っている中身を提示をした上で、意見を聞くことができれば、趣旨がより徹底すると考えるので、さらなる工夫をお願いしたい。皆様方には引き続き、ご協力をいただきたい。